

記入例

一般廃棄物搬入許可申請書

御坊広域行政事務組合 管理者 様

一般廃棄物の処理を申請します。廃棄物の搬入にあつては下記搬入条件を遵守し、申請内容と異なる搬入があつた場合は、今後搬入できないことを了承します。

ボールペン等で太線内を記入してください。

搬入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1	申請者 (運転手)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) <small>上記住所地の場合は○を付けてください。</small>		
		フリガナ	名田町野島2731-4		
		氏 名	コウイキ タロウ 広域 太郎		
		電話番号	<small>事業系は事業者名及び運転手氏名を記入してください。</small> ○○○○ (○○) ○○○○		
		車両番号	○○ - ○○		
<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 ※運転免許証を確認できない場合は搬入をお断りします。					
2	ごみの発生場所 (ごみの発生場所が上記と異なる場合は記入してください。)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) <small>上記住所地に○を付けてください。</small>		
		フリガナ			(申請者との続柄)
		氏 名			
		連絡先TEL			
3	当日の搬入回数	<input checked="" type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 複数回(回)			
4	ごみの内訳	該当するものに○を付けてください。(複数の場合、量が多い種類) 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ プラスチックごみ <input checked="" type="checkbox"/> 可燃大型ごみ 木材ごみ 不燃大型ごみ			

備 考	
-----	--

清掃センター 処理欄	一般個人	事業系

ごみ処理手数料

- 1) 一般個人(最大積載量1.5t未満の車両に限る) 10kgにつき 33円(税込)
- 2) 事業系 10kgにつき110円(税込)

搬入条件

- ・足元に釘等危険なものが落ちている場合があるので、ごみの搬入に適した服装、靴等各自の責で来場すること。
- ・ごみの荷降ろしは各自の責で行うこと。
- ・事業系(農業・漁業含む)プラスチックは産業廃棄物のため、法律に従い排出者自ら処理すること。

記入例
(申請者とごみの発生場所が異なる場合)

一般廃棄物搬入許可申請書

御坊広域行政事務組合 管理者 様

一般廃棄物の処理を申請します。廃棄物の搬入にあつては下記搬入条件を遵守し、申請内容と異なる搬入があつた場合は、今後搬入できないことを了承します。

ボールペン等で太線内を記入してください。

		搬入日	令和	年	月	日
1	申請者 (運転手)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) 上記住所地の場合は○を付けてください。			
			和歌山市〇〇〇〇番地			
		フリガナ	コウイキ ジロウ			
		氏 名	広域 次郎 <small>事業系は事業者名及び運転手氏名を記入してください。</small>			
		電話番号	〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇			
	車両番号	〇〇 - 〇〇				
☑ 運転免許証 ※運転免許証を確認できない場合は搬入をお断りします。						
2	ごみの発生場所 (ごみの発生場所が上記と異なる場合は記入してください。)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) 上記住所地に○を付けてください。			
			名田町野島2731-4			
		フリガナ	コウイキ タロウ		(申請者との続柄) 父	
		氏 名	広域 太郎			
連絡先TEL	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
3	当日の搬入回数	<input checked="" type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 複数回(回)				
4	ごみの内訳	該当するものに○を付けてください。(複数の場合、量が多い種類)				
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	プラスチックごみ	
		可燃大型ごみ	木材ごみ	不燃大型ごみ		

備 考

清掃センター 処理欄	一般個人	事業系

ごみ処理手数料

- 1) 一般個人(最大積載量1.5t未満の車両に限る) 10kgにつき 33円(税込)
- 2) 事業系 10kgにつき110円(税込)

搬入条件

- ・足元に釘等危険なものが落ちている場合があるので、ごみの搬入に適した服装、靴等各自の責で来場すること。
- ・ごみの荷降ろしは各自の責で行うこと。
- ・事業系(農業・漁業含む)プラスチックは産業廃棄物のため、法律に従い排出者自ら処理すること。